

売 買 取 引 約 定 書

（以下売主という）と （以下買主という）は売主が
買主に対し供給する （以下商品という）に関する取引について次の通り
約定する。

第1条 この供給契約の期間は、平成 年 月 日より1ヵ年とする。但し、期限前1ヵ月前に当事者が異議を述べない時は、更に1年間延長するものとする。

第2条 商品代金の支払期日は商品出荷分につき毎月月末を締日とし、翌々月15日にすべて現金にて決済することとする。

第3条 当事者間の商品の仕切価格は、あらかじめ売主の定めるところによる。

第4条 買主において下記の事由が生じたときは、一切の債務につき期限の利益を失う。

- 一 買主が売主に負担する債務の履行を怠ったとき。
- 二 買主が第三者より仮差押、破産の申立、又は強制執行を受けたとき、また自ら整理、和議、会社更生手続の開始もしくは破産の申立をしたとき。
- 三 買主が自ら振り出しもしくは引受けた手形または小切手につき、不渡処分を受ける等支払停止状態に至ったとき。
- 四 本契約条項に違反したとき。
- 五 その他売主に対して不信行為のあったとき。

第5条 前条の事由が生じたときは、売主はあらかじめ催告を要せず本契約を解除することができる。

第6条 買主が代金の支払を怠ったときは、年 %の遅延損害金を支払う。

第7条 保証人 は、買主と連帯し、買主が負担する一切の債務を履行することを保証する。

この約定の成立を証するため、本書3通を作成し、売主、買主及び保証人各署名捺印の上各1通を保有する。

平成 年 月 日

売主 住 所
氏 名

買主 住 所
氏 名

保証人 住 所
氏 名